

国不建推第66号
令和7年12月12日

都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

建設業法における「駆け込みホットライン」のWEBフォームの開設等について

建設業の働き方改革を進め将来の担い手を確保するため、令和6年6月14日に「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年法律第49号。以下「改正法」という。)が公布されました。

この改正法において、適正な請負代金や工期の確保に向けて建設工事の請負契約の調査を行う建設Gメンに関する規定が設けられました。

「駆け込みホットライン」では、電話・メールにて受け付けた建設業法違反に関する情報について、匿名性に留意したうえで建設Gメン調査等の端緒情報、許可行政庁への情報提供として利用しておりますが、新たなルール※も含め建設業法違反の可能性がある取引の情報を広く受け付けることができるよう、情報収集フォームの開設をはじめ、これまで以上に「情報提供(通報)」や「通報・相談先の確認」が簡単にできる環境を整備しました。

貴職におかれましては、これらの取組を推進するため、建設業者に対して、新たに整備した以下のサイト等を周知いただくよう、御協力をお願ひいたします。

※中央建設業審議会が作成、勧告した「労務費に関する基準」を著しく下回る見積りや変更依頼の禁止、受注者による総価での原価割れ契約や工期ダンピングの禁止等

駆け込みホットラインの機能拡充

1. 駆け込みホットライン情報収集フォームの開設

時間・場所を問わずスマートフォン等から、建設業法違反の疑いがある取引行為についての情報提供(通報)が可能となります。

URL・二次元コードはこちら(パソコン・スマホ共通)



<https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-h1.html>

2. 建設業相談窓口ナビの新設

数問程度の簡単な質間に答えることで、建設工事や建設業者に係る通報・相談先が確認できます。

URL・二次元コードはこちら（パソコン・スマホ共通）

<https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo/support-navi>



3. 自動応答サービスの導入（令和8年3月まで段階的に試行導入）

駆け込みホットラインに電話した場合、プッシュダイヤルによる自動応答により、適切な相談窓口などをご案内いたします。

建設業法令遵守ポータルサイトの新設

「建設業法の違反事例」、「建設業許可の要件等・申請先」、「建設業法違反に係るよくあるご質問」などを分かりやすく集約したポータルサイトを新設しました。

ポータルサイトの URL・二次元コードはこちら（パソコン・スマホ共通）

<https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo>



以上